

岩内町建設水道部所管建設工事監督要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、岩内町が契約する建設工事の施工に際し、契約書及び設計図（以下「契約図書」という。）に基づき、契約の適正な履行を確保するとともに、工事が円滑に進められるよう、監督業務を行う職員（以下「工事監督員」という。）の指定及び職務について定める。

(工事監督員の指定等)

第2条 契約担当者は次表の区分により、工事の請負契約ごとに工事監督員を指定する。

工事監督員	対象職員	対象工事
主任監督員	監督業務を本務とする担当係長	全ての工事
監督員	監督業務を本務とする担当職員 (必要に応じて2名以上指定できる)	全ての工事

2 工事監督員は、工事の受渡しをもって解任される。

(工事監督員の一般的職務)

第3条 工事監督員は、次の各号に掲げる業務を行うとともに、契約担当者と緊密に連絡を行い、監督の実施について報告をしなければならない。

- (1) 契約の履行についての請負人の現場代理人に対する必要な指示、承諾及び協議
- (2) 契約図書に基づく工事の施工のために必要な図書等の交付、又は請負人が作成した図書等の承諾
- (3) 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の確認（段階確認）及び工事材料の試験又は検査の実施
- (4) 工事の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認められる場合における措置に係る上申（理由を含む。）、その他契約図書に基づく必要事項の報告

2 工事監督員は、請負契約の適正な履行を確保するために、契約図書等を把握するものとする。

3 工事監督員は、監督の実施に当たっては、請負人の業務を不当に妨げる行為をしてはならない。

4 工事監督員は、監督上知り得た業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

(工事監督員の職務分担)

第4条 工事監督員は、主任監督員及び監督員とし、監督業務を行うものとする。

- 2 主任監督員は、監督員を指揮指導し、主に次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 前条の第1項第1号の内、重要なもの。
 - (2) 前条の第1項第2号の内、重要なもの。
 - (3) 前条の第1項第3号の内、重要なもの。
 - (4) 前条の第1項第4号の契約担当者に対する報告
- 3 監督員は、主任監督員の指示によるほか、主の次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 前条の第1項第1号（重要なものを除く。）
 - (2) 前条の第1項第2号（重要なものを除く。）
 - (3) 前条の第1項第3号（重要なものを除く。）
 - (4) 前条の第1項第4号の主任監督員に対する報告

第2章 工事の監督

（契約図書に基づく処理方法）

第5条 工事監督員は、契約図書に示された指示、承諾（図書等の作成を含む。）、協議、検査及び確認等について、工事施工協議簿にて適正に処理するものとする。

（施工計画書の受理）

第6条 工事監督員は、請負人から提出された施工計画書により、施工計画の内容を把握するものとする。施工計画に変更が生じた場合も同様とする。

（支給材料及び貸与品の検査、引渡し）

第7条 工事監督員は、契約図書に定められた支給材料及び貸与品について、その品名、数量、品質、規格又は性能を契約図書に基づき検査し、引渡しを行うものとする。

- 2 工事監督員は、工事の完成時（完成前にあっては支給材料の精算が行うことが出来る時）は、その内容が事実と相違ないことを確認するものとする。
- 3 工事監督員は、工事の完成、変更又は解除によって支給材料（貸与品を含む。）の返還を受ける場合は、契約図書に示す場所において、第1項の検査を行い、これを受領するものとする。

（指定材料の確認）

第8条 工事監督員は、契約図書において、工事監督員の検査もしくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は工事監督員の立会いの上、調合もしくは調合について見本の確認を受けるものと指定された材料については、品質、規格等の検査又は確認を行わなければならない。

（工事監督員の立会い）

第9条 工事監督員は、契約図書において工事監督員の立会いの上、施工するものと指定された事項については、立会願により立会いを行うものとする。

（工事施工状況の確認）

第10条 工事監督員は、契約図書において段階確認後、施工するものと指定された事項、現場代理人から段階確認願により要請のあった事項及び工事監督員が特に必要と認める事項については、出来形、品質、規格、数量等の施工状況の確認を行うものとする。

（改造請求及び破壊による検査）

第11条 工事監督員は、工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行わなければならない。

2 工事監督員は、契約図書において工事監督員の検査、確認、立会の指定されたもののうち、現場代理人がその義務を怠って施工した場合、又は工事の施工部分が契約図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合に、工事の施工部分を破壊して検査をするものとする。

（工程把握及び工事促進指示）

第12条 工事監督員は、現場代理人からの履行報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行うものとする。

（関連工事との調整）

第13条 工事監督員は、当該工事に関連する他の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、現場代理人に対し必要事項を指示するものとする。

（書類の整理）

第14条 工事監督員は、現場代理人より提出若しくは自己が作成した工事施工協議簿、地元対応の経緯及び関係機関との協議、報告書等について、その経過を明らかにし、整理しておかななければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第15条 工事監督員は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるとき又は主任技術者若しくは監理技術者、専門技術者その他請負人が工事を施工するために使用している下請負人等で、工事の施工若しくは管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、工事関係者措置請求上申書を契約担当者に提出し、その指示を受けるものとする。

（条件等不一致に関する調査、確認）

第16条 工事監督員は、次の各号に掲げるものについて、現場代理人からその事実の確認を請求されたとき又は自らその事実を発見したときは、現場代理人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。

(5) 設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 工事監督員は、当該事実の確認後、調査結果（措置が必要となる場合は当該指示を含む。）を調査終了後14日以内に現場代理人に通知しなければならない。

（設計図書の変更）

第17条 工事監督員は、前条の確認の結果、設計図書を変更する必要があると認められるときは、設計変更決定書を契約担当者に提出し、その指示を受けるものとする。

2 工事監督員は、契約担当者が必要と認め指示のあった場合における設計図書の変更に係る事務については、第1項の規定によるものとする。

3 工事監督員は、設計図書の変更に伴い、工期を変更する必要がある場合は、工期の算定を適切に行うものとする。

4 工事監督員は、請負人から承諾された場合は、速やかに契約担当者に報告しなければならない。

（工事の一時中止）

第18条 工事監督員は、工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、一時中止の範囲、理由を付し、工事一時中止上申書を契約担当者に提出し、その指示を受けるものとする。

2 工事監督員は、工事の一時中止に伴い、工期を変更する必要がある場合は、工期の算定を適切に行うものとする。

3 工事監督員は、請負人から承諾書が提出された場合は、速やかに契約担当者に報告しなければならない。

（工期の延長請求）

第19条 工事監督員は、請負人から契約内容の変更協議請求書の提出があった場合は、工程状況及びその理由に関する調査を行い、契約内容の変更協議通知書を添えて契約担当者に提出し、その指示を受けるものとする。

（損害発生の調査及び報告）

第20条 工事監督員は、工事目的物等の損害について、現場代理人から報告を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、損害発生報告書を契約担当者に提出し、その指示を受けるものとする。

2 第三者に及ぼした損害についても、前項の規定を適用するものとする。

（不可抗力による損害の調査及び報告）

第21条 工事監督員は、天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、現場代理人から損害発生通知書を受けた場合は、現場代理人の立会いの上、その原因、損害の状況等を調査し、その結果について発生損害確認書を作成し、発生損害確認報告書に添付して契約担当者に提出し、その指示を受けるものとする。

（中間検査の要請）

第22条 工事監督員は、契約図書に定められたものの他、中間検査が必要と認められる場合は、中間検査要請書を契約担当者に提出するものとする。

（部分使用及び検査）

第23条 工事監督員は、部分使用を行う必要がある場合は、部分使用上申書を契約担当者に提出しなければならない。

2 工事監督員は、請負人から部分使用承諾書が提出された場合は、速やかに契約担当者に報告しなければならない。

（現場発生品の処理）

第24条 工事監督員は、工事現場における発生品（残存物件、発生物件）について、現場代理人から現場発生品調書の提出があったときは、規格、数量等を確認し、その保管方法等について指示を行うものとする。

（地元対応）

第25条 工事監督員は、地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し適切にその対応を行わなければならない。

（関係機関との協議、調整）

第26条 工事監督員は、工事に関して、必要に応じて関係機関との協議、調整等を行い、それに伴う必要な措置を講ずるものとする。

（臨機の措置）

第27条 工事監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、請負人に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

2 工事監督員は、前項により請負人に対して請求を行った場合は、契約担当者に臨機の措置報告をするものとする。

（事故に対する措置）

第28条 工事監督員は、請負人から事故等の発生報告があったときは、請負人から工事事故報告書を徴し、状況及び添付書類を確認した上、速やかに契約担当者に報告しなければならない。

（出来形部分等の確認及び報告）

第29条 工事監督員は、請負人から出来形部分等確認の請求があった場合は、当該請求に係る出来形部分等を確認し、速やかに契約担当者に報告しなければならない。

（完成届）

第30条 工事監督員は、請負人から工事完成通知書（指定部分に係る場合を含む。）の提出があったときは、速やかに契約担当者に報告しなければならない。

（工事成績の評定）

第31条 監督員は、工事が完成したときは、岩内町請負工事施行成績評定要領に基づき評定を行い、請負工事施行成績評定表を契約担当者に提出しなければならない。

（検査日の通知）

第32条 工事監督員は、工事完成検査（でき形部分等、指定部分、中間検査及び修補完了検査を含む。以下「工事検査等」という。）に先立って、契約担当者の指定する検査日を請負人に通知するものとする。

（工事検査等の立会）

第33条 工事監督員は、工事検査等に当たり、検査員に立会を求められたときは、これに応じなければならない。

（工事関係書類の保管）

第34条 工事監督員は、工事完成受渡し後、工事関係書類等を整理し、必要な時期まで保管しなければならない。

（その他）

第35条 この要領は公表するものとし、公表方法は、岩内町の公式ホームページによるものとする。

2 この要領は平成28年6月1日から適用する。